

農業用ため池
届け出が必要です

農業用ため池の災害発生防止を目的とする「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、農業用ため池の所有者、または管理者は、ため池に関する情報の届け出が必要になりました。

県や市が把握している管理者に広島県から「農業用ため池の届出書」を送付しています。

※管理者を変更している場合は現在の管理者へ届出書を渡してください。

※届出書が届いていない方で、農業用のため池を所有している方は農林水産課農林土木係に申し出てください。

※すでに廃止、またはため池の機能がなくなっている場合も農林水産課農林土木係へ申し出てください。

《届出期限》

12月27日(金)

農林水産課 農林土木係 担当：立川
☎・お太助フォン 47-4022 📠 42-1003

法人市民税の法人税割税率改正

10月1日以降に開始する事業年度分から、法人税割の税率を引き下げ、この改正に伴う予定申告における経過措置が設けられます。なお、このたびの税率の引下げにより、その引下げ相当分に対応して国税の地方法人税が引上げられますので、原則、法人の税負担に変更はありません。

■法人市民税法人税割の税率※本市は標準税率を適用

改正前	改正後
9.7%	6.0%

■予定申告における経過措置

10月1日以降に開始する最初の事業年度の前事業年度法人税割額 × $\frac{3.7}{6}$ (※通常は6) ÷ 前事業年度月数法人税割額

税務課 市民税係 担当：藏城
☎・お太助フォン 42-5614 📠 42-2130

人・農地プラン
新たなプランの作成が必要です

⚠ 人・農地プラン

農業者の話し合いに基づき、集落で農業の中心的役割を担うことが見込まれる農業者を「中心経営体」として位置付け、当該集落における農業の将来の在り方などを明確化し、その内容を市が公表するもの
※国の各種補助事業を受ける際に必要です。

今年度から補助事業を受ける際には、以下の工程を経た「実質化したプラン」の作成が必要になりました。

- ①集落内の農業者等に、将来(おおむね5~10年後)の農地利用に関するアンケート調査を実施
- ②アンケート調査結果をもとに、集落の課題や将来像について話し合い、把握した状況を記載した地図を作成
- ③今後の集落の中心となる経営体を定め、農地集積化の将来方針を作成

昨年度までにプランを作成し、市で公表しているものに関しても、今年度の国の各種補助事業を受ける際は、上記の工程を経て新たに作成したプランを市が公表する必要があります。

※当該集落の過半の農地で近い将来の出し手と受け手が特定されているプランは、市で「実質化されたプラン」とみなし公表しています。

地域営農課 農地利用係 担当：近末
☎・お太助フォン 47-4021 📠 42-1003

障害者地域生活支援システムを開始しました

家族が急に入院するなど、介助者の不在時に自宅等で一人で過ごすことができない、障害のある方の緊急時の受け入れを支援するシステムを開始しました。

- ・利用には原則登録が必要です。
- ・日ごろ関わりのある機関と、事前に受け入れの調整が必要です。

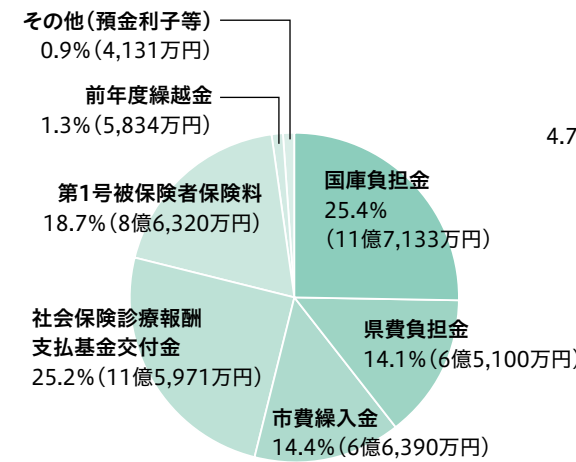
詳しくは社会福祉課障害者福祉係、または障害福祉サービス等利用計画を作成している担当者か、安芸高田市障害者基幹相談支援センターへお問い合わせください。

社会福祉課 障害者福祉係 担当：高田
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

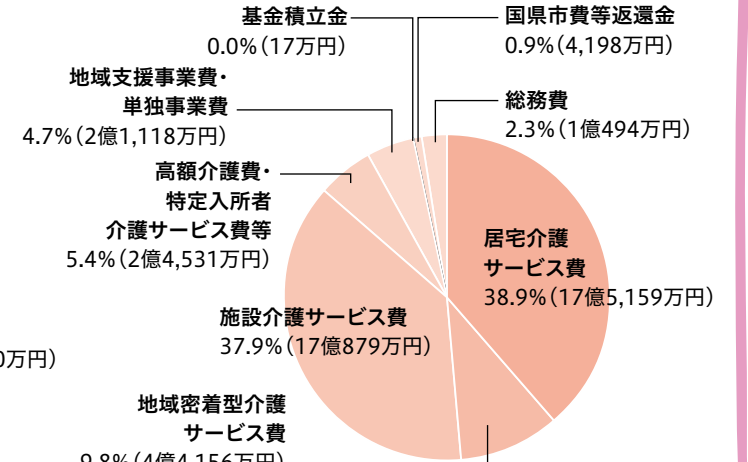
いきいき介護

平成30年度 介護保険特別会計決算

歳入 46億884万円
対前年度比2億1,272万円(4.8%)増加



歳出 45億555万円
対前年度比1億6,778万円(3.9%)増加



平成31年3月末時点での第1号(65歳以上)被保険者数は11,184人、うち要介護・要支援認定者数は2,731人(24.4%)であり、被保険者1人当りの介護給付費(月額)は30,791円でした。

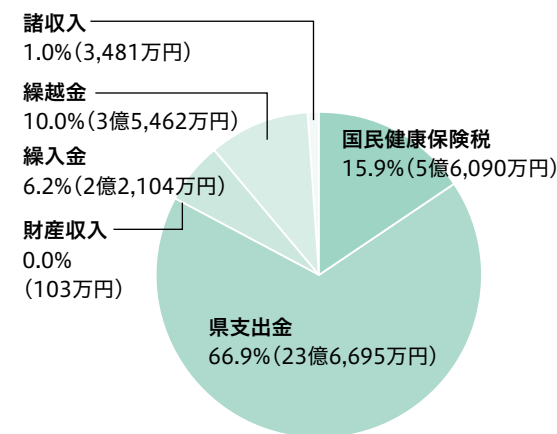
※万円未満の数値は切り捨てています。

問保険医療課 介護保険係 ☎・お太助フォン 42-5618

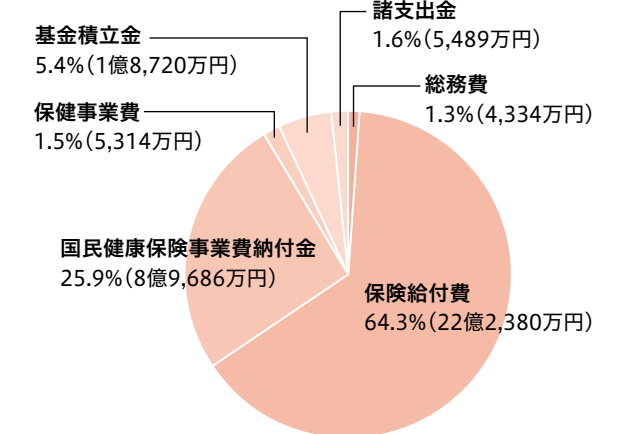
だより 国保

平成30年度 国民健康保険特別会計決算

歳入 35億3,938万円
対前年度比 4億5,073万円(11.3%)減少



歳出 34億5,925万円
対前年度比 1億7,623万円(4.8%)減少



主な取り組み
・歳入及び歳出の決算額の減少については、国民健康保険の広域化に伴い財政運営の主体が広島県となったため、予算の仕組が大きく変わったことによる。
・特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防事業並びに健康フェスタ等の啓発事業を実施し、医療費適正化を推進
・ジェネリック医薬品の使用促進及び服薬情報通知事業を実施

※万円未満の数値は切り捨てています。

問保険医療課 医療保険年金係 ☎・お太助フォン 42-5619